

○公益財団法人吹田市文化振興事業団公印規程

制 定 昭和 59. 11. 30 規程 4

最近改正 平成 28. 9. 15 規程 131

（趣旨）

第1条 この規程は、公益財団法人吹田市文化振興事業団（以下「事業団」という。）の公印について、必要な事項を定めるものとする。

（公印の種類）

第2条 公印の名称、ひな形、寸法、書体及び用途は別表のとおりとする。

（公印の保管者）

第3条 公印の保管者は、総務課長とする。

2 公印の保管者はあらかじめ不在に備え、代理者を定めておかななければならない。

3 公印の保管者は、公印を常に堅固な容器に収め、使用しないときは、これに施錠し、厳重に保管しなければならない。

4 公印は、これを定置する場所においてのみ使用しなければならない。ただし、特別の事由のため、これによりがたい場合は、公印の保管者に承認を受けなければならない。

（公印の新調、改刻又は廃止）

第4条 公印を新調、改刻し又は廃止しようとするときは、公印の保管者は理事長の決裁を受けなければならない。

（印影の印刷）

第5条 同一文書につき大量の公印の押印を必要とするときは、保管者の承認を得て、公印の押印に代えてその印影又はこれを伸縮した印影を印刷することができる。

2 前項の印刷にあつては、印影が不正に使用されることのないよう措置しなければならない。

（公印台帳）

第6条 公印の保管者は、公印台帳（様式第1号）を備え、すべての公印をこれに登録し、常に整備しておかななければならない。

（公印の事故届）

第7条 公印の保管者は、公印に紛失、き損等の事故があつたときは、速やかに公印事故届（様式第2号）を理事長に提出しなければならない。

（廃止した公印の保存）

第8条 公印の保管者は、使用を廃止した公印を永久に保存しなければならない。

（公印の使用手続き）

第9条 総務課において保管する公印を使用するときは、次の手続きによるものとする。

(1) 決裁済文書及び発送文書又は公印を使用する必要がある証書等を公印保管者に提出

しなければならない。

(2) 公印保管者は、前号の提示を受けたときは、次の事項を審査し、公印を使用させるものとする。

ア 決裁区分の適否及び決裁済であること。

イ 起案用紙の所定欄への記入が確実に行われていること。

ウ 公文書として適切なものであること。

(3) 公印を使用したときは、起案用紙の公印済欄に公印保管者又は代理者の認印を受けなければならない。

(公印使用簿)

第10条 決裁文書によらない公印使用の場合には、公印使用簿（様式第3号）により、発送文書又は公印を使用する必要がある証書等を公印保管者に提出し認印を受けて公印を使用しなければならない。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和59年11月30日から施行する。

附 則（平24.4.1 規程114）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平28.9.15 規程131）

この規程は、平成28年9月15日から施行する。

別表

公印 番号	名称	ひな形	寸法	書体	用途	個数
6	事業団印		方27mm	てん書	文書用	1
7	理事長印		方24mm	てん書	文書用	1
8	理事長印		径18mm	てん書	出納用	1
9	事務局長印		径15mm	てん書	文書用	1
10	出納職員印		径15mm	てん書	収納用	1

様式第1号

公 印 台 帳

公印番号		名称			
書 体		ひな形		印影	
寸 法					
印 材					
用 途					
新調・改刻 年月日	年 月 日	公 印 保 管 者			
使用開始 年月日	年 月 日	期 間		職 氏 名	印
廃 止 年月日	年 月 日	自 年 月 日	至 年 月 日		
廃 止 の 理 由		自 年 月 日	至 年 月 日		
		自 年 月 日	至 年 月 日		
		自 年 月 日	至 年 月 日		
		自 年 月 日	至 年 月 日		
	印影	自 年 月 日	至 年 月 日		
		自 年 月 日	至 年 月 日		
		自 年 月 日	至 年 月 日		
		自 年 月 日	至 年 月 日		
備 考		自 年 月 日	至 年 月 日		
		自 年 月 日	至 年 月 日		
		自 年 月 日	至 年 月 日		

様式第2号

公 印 事 故 届

年 月 日

公益財団法人吹田市文化振興事業団

理事長

殿

保管者

㊟

次のとおり公印の事故がありましたのでお届けします。

1. 公印番号
2. 公印名称
3. 事故発生年月日
4. 事故内容
5. 処理のてん末
6. その他必要事項

